平成２７年（フ）第４７０７号
東京都東久留米市下里４丁目１―15―203
債務者　小松　千夏
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０８号
東京都中央区月島４丁目11―５
債務者　古澤　智佐
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７１１号
東京都北区西ケ原１丁目52―14―1101
債務者　佐藤　周子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７１３号
東京都葛飾区東新小岩１丁目10―４　ＭＡＳ　Ｈ21―102
債務者　渡邉　牧人
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７２０号
千葉県千葉市花見川区瑞穂２丁目５―16―202
債務者　若杉　隆司
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６４号
横浜市南区二葉町２丁目18番地５　ダイアパレス千歳第２―307号
債務者　青木　章江（旧姓金刺）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７１号
横浜市神奈川区三ツ沢上町10番８号　アーバンアルバ202号
債務者　割石　和也
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７２号
横浜市中区根岸町３丁目160番地　メルクマール301号室
債務者　長井外來男
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第８３号
茨城県つくば市上横場2257番地14
破産者　有限会社皆川運輸
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８８４１号
東京都新宿区水道町３番８号
破産者　株式会社三成社シール印刷
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８４３号
東京都中野区上鷺宮４丁目17―７
破産者　鷹埜　浩
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８０号
札幌市中央区大通西５丁目11番地
破産者　株式会社ファシリティソリューションズ
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７３０号
東京都港区高輪２丁目１―11―615
破産者　高野　　融
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７号
三重県名張市上八町1647番地
破産者　橋本印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４４号
三重県名張市桔梗が丘西３番町３街区82番地
破産者　橋本　和夫
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１５号
京都府京丹後市丹後町間人81番地の６
破産者　株式会社池田工務店
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１７号
京都府京丹後市網野町新庄772番地
破産者　株式会社有機ＪＡＳ　ＨｉＲａＮｏ
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部